

SME用のIASB基準に関するコメント —中小企業庁財務課長名で提出したコメントの邦訳—

2004年9月24日

中小企業庁

日本国経済産業省中小企業庁は、世界的に用いられる会計基準の開発に向けたIASBの弛まぬ努力に対して敬意を表する。今般、IASBから提示されたSME用のIASB基準のディスカッション・ペーパーに対するコメント募集の機会を利用して、我が国中小企業政策の中での本問題に関する取り組みを以下に簡単にご紹介する。IASBの今後の検討に当たって、我が国の状況を調査する必要があるれば、我々としても最大限の協力を惜しまない。IASBが、我が国における以下に掲げるような現状を深く理解し、今後の検討に当たっての参考にされることを望む。

1. 我が国の「中小企業の会計」策定に当たっての背景

我が国には500万以上の中小企業が存在し、雇用の2/3以上、付加価値の約6割以上を占めており、我が国経済の力の源泉とも言え、この中小企業の健全な発展は、我が国経済産業政策の重要な課題である。

中小企業を巡る金融環境や取引構造が大きく変化している中、中小企業が適切な会計に基づいたディスクロージャーによって信頼を得ることが必要になってきており、このための環境整備が中小企業政策の重要な課題として認識されることとなった。しかしながら、これまでの実務においては、中小企業の会計はもっぱら税務を念頭に置いて行われ、メインバンクや取引先以外に経営状態が開示されることはなかったと言われている。また、公開大企業を対象とした高度な新会計基準が次々と導入されてはいるが、中小企業にとっては明らかに過重であると実感されおり、中小企業のための簡素化された基準があってもいいのではないかと指摘されていた。

こうした中で、中小企業がどのような会計を行うことが適当なのかを明らかにしようという問題意識から、広範な関係者の参画を得て中小企業政策審議会企業制度部会で「中小企業の会計」が議論され、2002年6月にその結論を得た。

2. 「中小企業の会計」の対象について

対象は、非公開かつ、商法上の小会社（資本金1億円以下の会社。これらの会社には公認会計士による外部監査が義務づけられていない）としている。ただし、小会社であっても、株式公開を目指しているベンチャー企業は、計算書類の継続性の観点からも、公開会社と同様の会計基準に基づくことが適切という観点から、対象外とされている。

これは、ディスカッション・ペーパーにも言及のある公的な説明責任に配慮したものであり、「中小企業の会計」が単なる量的基準を採用していないことを示している。

3．2002年6月以降の動き

この「中小企業の会計」策定後も、我が国における企業会計基準の変更を踏まえて、随時その内容の見直しが行われている。具体的には、昨年には減損会計基準の導入について、「中小企業の会計」の見直しが行われた。また、この基準自体は、法的な強制力を有するものではないことから、中小企業庁と関係団体が積極的な普及啓発活動に努めているところであり、民間金融機関による協力も得て定着が図られている。

4．今後の動き

中小企業庁としては、この「中小企業の会計」については、必要性に応じて随時見直しを行うこととしており、来る11月1日にも中小企業政策審議会企業制度部会を開催して、企業結合会計基準の導入に関する見直しや更なる普及策の在り方等について議論を行う予定である。さらに、この「中小企業の会計」の策定に深く関与してきた関係者が一同に会する場であることを利用し、IASBの取組みについても意見を交換する予定にしている。この議論の結果についても、必要があれば、喜んでIASBにご連絡をする。